

ガーデンネックレス横浜実行委員会
プロポーザル実施事務要領

制 定 平成 30 年 8 月 30 日
改 定 令和 7 年 10 月 22 日

(目的)

第1条 この要領は、ガーデンネックレス横浜実行委員会（以下、「委員会」という）業者選定委員会要領（以下、「業者選定委員会要領」という）第12条に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、プロポーザル方式とは、委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該委託に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で、当該提案内容の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

2 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

(対象)

第3条 ガーデンネックレス横浜実行委員会委員長（以下「委員長」という。）は、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする委託について、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うことができる。

(受託候補者の特定方法)

第4条 委員長は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、前条の規定に該当するか否かを、ガーデンネックレス横浜実行委員会業者選定委員会（以下、「業者選定委員会」という。）において審議するものとする。ただし、1件1億円以上の委託については、前条の規定に該当するか否かを、横浜市に意見を求めるものとする。

2 業者選定委員会は、受託候補者をプロポーザル方式により特定することとした1件1億円未満の委託について、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領の作成
- (2) 評価委員、評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の設定
- (3) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
- (4) 指名型プロポーザル方式による場合における提案書の提出を委員長が要請する者（以下「指名業者」という。）の選定
- (5) 受託候補者の特定に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(評価会議)

第5条 業者選定委員会は、プロポーザル方式により受託候補者を特定することに決定した委託

について、提案書及びヒアリング内容等の評価を行うため、前条第2項第2号に定める評価委員による評価会議を開催しなければならない。ただし、1件1億円以上の委託については、横浜市で開催する評価に関する会議の意見により、受託候補者を選定しなければならない。

2 評価は、前条第2項第1号及び第2号の規定により設定した受託候補者の特定に必要な事項に基づくものとする。

(評価会議の委員長及び委員の選定)

第5条の2 業者選定委員会は、評価会議の委員（以下「委員」という。）を5名以上選定しなければならない。この場合において、委員は2名以上を業者選定委員会の委員の中から選定するものとする。ただし、業者選定委員会が委員のすべてを外部委員とすると決定した場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合を除き、業者選定委員会は、評価会議の委員長を業者選定委員会の委員の中から選定するものとする。ただし、事業担当部署の職員を評価会議の委員長に選定することはできない。

(提案資格)

第6条 委員長は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、発注する委託ごとに次の各号に定める事項を、当該委託に係る提案資格として定めるものとする。ただし、委員長が特に認める場合においては、この限りではない。

- (1) 当該年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。
- (2) 次のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定）の規定による指名停止を受けていない者であること。
 - ア 公募型プロポーザル方式にあっては、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで
 - イ 指名型プロポーザル方式にあっては、指名通知の日から受託候補者の特定の日まで
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(実施の公表)

第7条 委員長は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該委託ごとに、次に掲げる事項を、ホームページその他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案書（第5号様式）の提出者の資格
- (3) 提案を評価するための評価基準
- (4) プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（第1号様式）等の提出期限
- (5) プロポーザル参加資格確認結果通知書（第2号様式）の通知の時期、場所及び方法
- (6) 提案書の提出の期限、場所及び方法
- (7) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- (8) プロポーザル手続において使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) 評価が同点となった場合の措置
- (12) その他、委員長が必要と認める事項

(参加表明手続)

第8条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する委託ごとに、参加意向申出書（第1号様式）及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を委員長に提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第9条 委員長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、第6条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 委員長は、意向申出者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第10条 委員長は、意向申出者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提案資格の確認の結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった意向申出者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項のプロポーザル提案資格確認結果通知書により通知書提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、委員長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(指名業者の選定)

第11条 委員長は、指名型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約に係る提案資格を有すると認めた者の中から、指名業者を選定するものとする。

(指名の通知)

第12条 委員長は、指名業者を選定した場合は、速やかに当該指名業者に対しプロポーザル参加指名通知書（以下「参加指名通知書」という。）（第3号様式）により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案を評価するための評価基準
- (3) 提出意思確認書（第4号様式）の提出の期限、場所及び方法
- (4) 提案書（第5号様式）の提出の期限、場所及び方法
- (5) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- (6) プロポーザル手続において使用する言語及び通貨
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口
- (9) 評価が同点となった場合の措置
- (10) その他、委員長が必要と認める事項

(提案書の提出要請)

第13条 委員長は、第9条の規定により提案資格を満たす者であることが確認された者に対しては、プロポーザル参加資格確認結果通知書（第2号様式）により提案書（第5号様式）を、指名業者に対しては、参加指名通知書（第3号様式）により提出意思確認書（第4号様式）及

び提案書（第5号様式）の提出を要請するものとする。

- 2 指名業者は、参加指名通知書において指定する日までに、提出意思確認書を委員長に提出しなければならない。ただし、委員長が必要ないと認めたときは、提出を省略することができる。

（評価会議の審議）

第14条 評価会議は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案内容により、評価基準に基づき、独立して提案の採点を行い、評価会議は、各委員の採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。
- 3 委員は、評価会議での審議において、評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準について確認をすることができる。ただし、提案書及びヒアリングに基づく各提案者の優劣については、審議しないように努めなければならない。
- 4 委員の採点は、評価会議で集計し合計点を算出するものとし、委員は、その採点が集計及び合計点に適正に反映されているか、その結果を確認しなければならない。
- 5 評価会議は、前各項の規定により提案者の順位を決定した時は、1件1億円未満の委託については、業者選定委員会に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果、提案内容について審議した場合はその記録その他業者選定委員会が必要とする書類を評価結果として報告しなければならない。なお、1件1億円以上の委託については、横浜市に対し、同様の報告をしなければならない。

（1件1億円以上の委託における受託候補者の特定）

第15条 委員長は、1件1億円以上の委託については、横浜市の意見において受託候補者として選定された者を、受託候補者として原則特定するものとする。

- 2 委員長は、提案書を提出したすべての提案者に対し、結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 3 前項の通知を行う場合、受託候補者として特定されなかった者に対し、その理由を付すものとする。
- 4 受託候補者として決定されなかった旨の通知を受けた提案者は、委員長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
- 5 委員長は、受託候補者に対して当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、受託候補者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めないものとする。ただし、提案書の内容より改善が見込める場合はこの限りではない。

（評価会議の評価結果に対する業者選定委員会による審査）

第15条の2 業者選定委員会は、評価会議から評価結果の報告があったときは、業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価会議の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 結果通知書（第6号様式）に記載する理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 業者選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価会議が一位として決定した者を受託候補者として特定する。
- 3 業者選定委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があ

ると認めた場合は、評価会議に対し是正のための必要な措置を求め、又は新たに委員の選定をし直すことができる。

- 4 業者選定委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価会議が一位として決定した者の提案内容においても、当該委託の内容に適合した履行を確保できない恐れがあると認められる場合、受託候補者の特定を行わないことができる。

(提案資格の喪失等)

第16条 当該委託について提案資格を有することについて委員長の確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 第6条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

- 2 前項の場合において、委員長は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して書面により通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第17条 委員長は、提案者が多数あり、受託候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価会議において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行った上で評価をすることができる。

(委任)

第18条 この要領の実施に關し必要な事項はガーデンネックレス横浜実行委員会事務局長が別に定める。ただし、プロポーザル方式の運用に關し必要な事項は、横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年8月30日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年10月22日から施行する。